

定 款

2013年4月

一般社団法人プラスチック循環利用協会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人プラスチック循環利用協会（英文名 Plastic Waste Management Institute 略称「PWMI」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、廃プラスチックの循環的な利用に関する調査研究等を行い、プラスチックのライフサイクル全体での環境負荷の低減に資するとともにプラスチック関連産業の健全な発展を図り、もって持続的発展が可能な社会の構築に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 廃プラスチックの発生、循環的な利用及び処分状況の調査研究並びに環境負荷の評価手法等、適正な利用を促進するための調査研究
- (2) プラスチック及び廃プラスチックの循環的な利用に関する教育及び学習の支援並びに広報活動
- (3) プラスチック及び廃プラスチックに関する内外関連機関との交流及び協力
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、正会員及び賛助会員をもって構成し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、この法人の目的に賛同して入会する次に掲げるものとする。

- (1) プラスチックの製造を業として営むもの

- (2) 前号に掲げるものを主たる構成員とする団体
 - (3) 前各号に掲げるもの及びプラスチックの加工を業として営むもの（以下「加工業者」という。）並びに加工業者を主たる構成員とする団体をもって組織する総合的な団体
- 3 賛助会員は、前項に該当しないもので、この法人の事業に協力しようとする次に掲げるものとする。
- (1) 加工業者
 - (2) その営む事業上プラスチック製品を使用するもの
 - (3) 廃プラスチックの処理及び循環的な利用を業として営むもの並びにこれに関する機械器具等の製造を業として営むもの
 - (4) 前各号の一に掲げるものを主たる構成員とする団体

(会員の資格の取得及び入会)

- 第6条 この法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する1人のもの（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会の決議により別に定める退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議よって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な理由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (2) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 法人又は団体が解散し又は破産したとき
- (4) 会費を納入せず、催促後なお会費を1年以上納入しないとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

2 通常総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 正会員総数の議決権の 5 分の 1 以上を有する社員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(招 集)

第15条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の 14 日前までに通知しなければならない。
- 3 総正会員の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示した書面をもって総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数を持って行う。

- 2 総会は、第15条第2項の規程により、あらかじめ通知された事項についてのみ決議することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、正会員全員の同意があった場合はこの限りではない。

- 3 前項の規程にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することとする。

(議決権の代理行使)

- 第19条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。
- 2 前項の正会員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、この法人の承諾を得て当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該正会員又は代理人は、当該書面を出したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

- 第20条 書面による議決権の行使は、一般社団・財団法人法第51条で定める議決権行使書面に必要な事項を記載し、施行規則第8条に定める時までにこの法人に提出して行う。
- 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

- 第21条 総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録は、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

- 第22条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 10人以上15人以内
(2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、1人を副会長、1人を専務理事とする。
- 3 前項の会長、副会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもつて同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長はこの法人を代表し、業務を統轄する。
- 3 副会長は会長を補佐して、業務を掌理する。
- 4 専務理事は会長及び副会長を補佐して、業務を執行する。
- 5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度にかかる計算書類及び事業報告等を監査する。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べる。
- (4) その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第27条 理事及び監事が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には、総会において定める総額の範囲内で別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。

(顧問)

第29条 この法人に、任意の機関として2名以下の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者の内から、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務の処理に関して会長の諮問に答える。
- 4 顧問の報酬は、無報酬とする。

(役員の責任免除)

第30条 この法人は、理事会の決議によって理事及び監事の一般社団・財団法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することが出来る。

2 この法人は、外部役員との間で、一般社団・財団法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 第30条第1項による役員の責任免除

(開 催)

- 第33条 理事会は定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。
- 2 定時理事会は、毎事業年度4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 法令の定めるところにより、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招 集)

- 第34条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が招集する。

(議 長)

- 第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

- 第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数を持って行う。

(決議の省略)

- 第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第24条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した代表理事及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の決議による。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度の開始日の前日までに理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合は、理事会の決議により執行することを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始の日から3ヶ月以内に総会の承認を得るものとする。
3 前項の場合にあっては、総会の承認を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第44条 この法人が、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって

償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の決議を経なければならぬ。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲り受ける場合にあっても、前項と同様の手続きを経なければならない。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第45条 この定款は総会の決議によって、変更することが出来る。

(解散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第48条 この法人は、会員に対し剰余金及び残余財産の分配を行うことが出来ない。

第9章 委員会及び事務局

(委員会)

第49条 この法人の運営及び事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。
3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(事務局)

第50条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長は、理事会の決裁を得て、会長が任免する。

(備付け書類及び帳簿)

第51条 この法人は、その主たる事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならぬ。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 役員の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める総会及び理事会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規程
- (8) 事業計画及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び計算書類等
- (10) 監査報告書及び会計監査報告書
- (11) その他法令で定める書類及び帳簿

2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めによるものとする。

第10章 個人情報の保護及び公告

(個人情報の保護)

第52条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第53条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 補 則

(実施細則)

第54条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

附 則

この定款は、一般社団法人法及び財団法人法並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において

て読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。